

下関市上下水道局が発注する

水道管布設工事における配水管技能者の雇用と配置の Q & A (改定)

Q 1 : 下関市上下水道局が発注する水道管布設工事に配置が必要な配水管技能者にはどのような資格が必要ですか ?

A 1 : 水道用ダクタイル鋳鉄管工事のうち、一般配管 (K、T 形管等の一般継手) 工事を受注するには、(公社)日本水道協会への配水管技能者登録 (一般登録) をした配水管技能者が必要です。耐震管 (NS、GX、S II 形管等の耐震継手) 工事を受注するには、(公社)日本水道協会への配水管技能者登録 (耐震登録) をした配水管技能者が必要です。また、大口径管 (口径 500 mm 以上の耐震継手等 (NS、S、KF、US 形管)) 工事を受注するには、(公社)日本水道協会への配水管技能者登録 (大口径登録) をした配水管技能者が必要です。

水道配水用ポリエチレン管工事は、(公社)日本水道協会の配水管技能者 (一般登録又は耐震登録) の資格を有し、配水用ポリエチレンパイプシステム協会の施工技術講習会にて確認試験に合格した者が必要です。

Q 2 : 配水管技能者の資格取得はどのようにして行うのですか ?

A 2 : (公社)日本水道協会の配水管工技能講習会を受講し、登録する必要があります。

なお、下関市上下水道局配管技能講習修了者 (平成 21、22 年度配管技能講習による。) については、(公社)日本水道協会への配水管技能者登録 (一般登録) が可能となります。詳細は、(公社)日本水道協会のホームページ (<http://www.jwwa.or.jp/haikan/>) を参照してください。

Q 3 : 導水管、送水管及び工業用水道管の布設工事にも配水管技能者は必要ですか ?

A 3 : Q 1 の水道管布設工事には配水管、導水管、送水管及び工業用水道管布設工事が含まれており、導水管、送水管及び工業用水道管の布設工事にも配水管技能者は必要です。

Q 4 : 水道管布設工事を受注するには、配置する配水管技能者を直接雇用する必要がありますか?

A 4 : 受注を希望する水道管布設工事の種類 (一般配管工事、耐震管工事、大口径管工事) に応じて、配水管技能者を受注者が直接雇用 (在籍出向者、派遣社員を除く) していなければ工事を受注することはできません。

また、受注者から入札の申込みのあった日 (指名競争の場合は入札執行日、随意契約による場合は見積書の提出日) 以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にあることが必要となります。

なお、下関市上下水道局北部事務所発注の対象工事においては、当分の間、配水管技能者は配置のみの義務付けとし、受注者による直接雇用は問いません。

Q 5 : 配水管技能者を配置するに当たり、現場代理人及び主任 (監理) 技術者等と兼務できる場合の取扱いを教えてください。

A 5 : 配水管技能者は、管据付け接合の施工を必要とする期間中、現場に配置する必要が

あるため、現場代理人、主任（監理）技術者等との兼務の取扱いについては、次のとおりとします。ただし、工事現場の運営・管理、下請負人の指導監督等、業務に支障をきたすことが無いようにしてください。

- (1) 同一工事に配置している現場代理人又は主任（監理）技術者を配水管技能者として配置することができます。
- (2) 他の工事に配置している現場代理人については、下関市上下水道局の建設工事に係る現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領第2条の規定に該当する場合に限り、配水管技能者として配置することができます。
- (3) 他の工事に配置している専任ではない主任技術者については、配水管技能者として配置することができます。
- (4) 他の工事に配置している専任の主任（監理）技術者については、配水管技能者として配置することはできません。ただし、監理技術者制度運用マニュアルにある監理技術者等の専任を要しない期間については、管据付け接合の配置期間と重複しない場合に限り、配水管技能者として配置することができます。
- (5) 他の工事に配置している配水管技能者（現場代理人及び主任（監理）技術者を兼ねていない者）については、管据付け接合の配置期間が重複しない場合は、配水管技能者として配置することができます。

Q 6：水道用ダクタイル鋳鉄管工事と水道配水用ポリエチレン管工事以外の工事で、資格を持った配水管技能者の配置と雇用は必要ですか？

A 6：必要ありません。

Q 7：対象工事の入札時に、配水管技能者配置に関する書類の提出の必要がありますか？

A 7：入札参加申し込み時は、「配水管技能者雇用確認表」と雇用関係が確認できる書類（健康保険者証の写し等）、及び資格を証明する書類（修了書、登録証の写し）を提出する必要はありません。ただし、落札候補者となった場合は、提出が必要となります。また、審査後、落札者となった場合は「配水管技能者による施工誓約書」の提出が必要となります。

Q 8：配水管技能者の「配置期間」を教えてください。

A 8：配水管技能者の配置期間は、管据付け接合の施工を必要とする期間です。

Q 9：施工計画書提出後に配水管技能者の途中交代は可能ですか？

A 9：工事の継続性及び品質確保等に支障がないと認められ、受注者から入札の申込みのあった日（指名競争の場合は入札執行日、随意契約による場合は見積書の提出日）以前に3ヶ月以上の雇用関係にある配水管技能者を配置できる場合は可能です。

Q10：配置した配水管技能者の途中交代に対応できなかった場合は、どのようになりますか？

A10：入札条件を満たすよう不測の事態を考慮し、工事継続が可能な措置を事前に図る必要があります。なお、配置できない場合は、「配水管技能者による施工誓約書」に基づき対応するものいたします。

問い合わせ先：下関市上下水道局上水工務課 (Tel 083-231-3119)